

平成 17 年 度
税 制 改 正 予 定 事 項

平成 16 年 12 月
農 林 水 産 省

平成17年度税制改正予定事項は、次のとおりである。

第1 国税に関する部

所得税

1 新規・拡充

- (1) 平成16年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置（個人が交付を受けた場合には一時所得扱い、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳）を創設する。
- (2) 農地保有の合理化等のために遊休農地等を特定農業法人に譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）を拡充する。

2 適用期限の延長

- (1) 山林所得に係る森林計画特別控除（20％）の適用期限を2年延長する。
- (2) 1頭100万円未満の肉用牛を売却した場合に免税とする特例等の適用期限を3年延長する。

法人税

1 新規・拡充

- (1) 山村振興法に基づく認定法人が農林産物の製造・加工事業等を単独で行う場合を追加するとともに、本制度の償却率を15％から13％に引き下げたうえ、適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業新事業活動促進法（仮称）の創設に伴い以下の特例措置を講ずる。
 - 同族会社の留保金課税（3,000万円以下10％等）に係る課税停止措置に経営革新計画（仮称）の承認事業者を追加
 - 経営革新計画（仮称）により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）
 - 旧法（中小企業経営革新支援法）にかかる特例措置について所要の経過措置を講ずる。
- (3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度に旅館業を追加するとともに、償却率を機械等11％から10％に引き下げたうえ、適用期限を2年延長する。
- (4) 特定農業法人が遊休農地等を買換えした場合の課税の特例措置について、一定の見直しを行うとともに協議による場合を追加する。

2 適用期限の延長

- (1) 植林費の損金算入の特例措置 (35%) の適用期限を 2 年延長する。
- (2) 農業協同組合等の貸倒引当金の特例措置 (16% 増) の適用期限を 2 年延長する。
- (3) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除 (32%) の適用期限を 2 年延長する。
- (4) 農用地利用集積準備金 (農業収入の 9%、5 年間) 及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置 (圧縮記帳) の適用期限を 2 年延長する。
- (5) 適格退職年金制度等の積立金に係る特別法人税 (1%) の課税停止の適用期限を 3 年延長する。
- (6) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る特例措置について、共同事業再編計画に従って共同出資子会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例 (圧縮記帳) を廃止し、適用期限を 2 年延長する。
認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻還付による還付の不適用の除外措置
認定事業者が事業革新設備を取得した場合の特別償却 (40% 等)
- (7) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却 (30%) 又は税額控除 (7%) の適用期限を 2 年延長する。
- (8) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却 (30%) 又は税額控除 (7%) の対象設備を見直したうえ、適用期限を 2 年延長する。
- (9) 食品企業、畜産農家等が公害防止用設備 (汚水処理用設備等) を取得した場合の特別償却率を機械等 16% から 14%、構築物 12% から 10% に引き下げたうえ、適用期限を 1 年又は 2 年延長する。
- (10) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (ハップ法) に基づく認定事業者が製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却率を機械等は 12% から 10%、建物等は 6% から 5% に引き下げたうえ、適用期限を 2 年延長する。
- (11) 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却 (機械・装置 11% 等) の適用期限を 2 年延長する。
- (12) 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却率を機械等 11% から 10%、建物等 7% から 6% に引き下げたうえ、適用期限を 2 年延長する。

- (13) 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を実施する認定農業者の農業用機械等の割増償却について、新規就農者の割増償却率を30%から規模拡大農業者と同様の20%に引き下げたうえ、適用期限を2年延長する。
- (14) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却を廃止し、所得計算の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - 鉱工業技術研究組合法
 - 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

その他

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林業担い手育成施設に係る特別償却（建物7%等）を廃止する。
- (2) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特別償却制度（7%）を廃止する。
- (3) 増加試験研究費等の税額控除制度の範囲から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の試験研究計画を除外する。
- (4) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造用機械等の特別償却制度（機械等18%等）を廃止する。
- (5) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却率を16%から14%に引き下げる。
- (6) 倉庫用建物等の割増償却制度における適用要件を見直す。（物流効率化法（仮称）に基づく計画の認定事業者に限る。）

贈与税

新規・拡充

農地等の贈与税納税猶予制度の特例措置の適用を受けている農業者が特例適用対象農地等を一定の条件の下で農業生産法人に使用貸借する場合に贈与税の納税猶予を継続させる特例措置（3年間）を新設する。

登録免許税

1 新規・拡充

- (1) 農業信用基金協会等が保証業務の事業譲渡により抵当権を取得した場合の登録免許税の軽減措置(2 年目まで0.2% 0.1%、3 年目0.2% 0.15%)を新設(3 年)する。
- (2) 特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置を拡充するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(2 % 0.8%)を農用地区域内に限定したうえ、適用期限を 2 年延長する。

2 適用期限の延長

- (1) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置(0.4% 0.15%)の適用期限を 1 年延長する。
- (2) 農業協同組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置(1 % 0.2% 等)の税率を 2 年目0.2% から0.4% 等に見直したうえ、適用期限を 2 年延長する。
- (3) 森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置(1 % 0.2% 等)の税率を 2 年目を0.2% から0.4% 等に見直したうえ、適用期限を 2 年延長する。
- (4) 農業信用基金協会等が債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4% 0.1%)の適用期限を 2 年延長する。

その他

- (1) 農林中央金庫が特定漁業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置を廃止する。
- (2) 農産物検査法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に係る登録検査機関等の登録について、登録免許税を課税する。

複数税目等に関する事項

- 1 森林組合制度の検討について所要の措置を講ずる。
- 2 中小漁船漁業の経営対策の検討について所要の措置を講ずる。
- 3 商品取引所法に基づく委託者保護基金について所要の措置を講ずる。

第2 地方税に関する部

住民税

1 新規・拡充

農地保有の合理化等のために遊休農地等を特定農業法人に譲渡した場合の譲渡所得の特別控除を拡充する。

2 適用期限の延長

- (1) 1頭100万円未満の肉用牛を売却した場合に免税とする特例等の適用期限を3年延長する。
- (2) 適格退職年金制度等の積立金に係る特別法人税の課税停止の適用期限を3年延長する。

事業税

新規・拡充

商品取引所法に基づく委託者保護基金について所要の措置を講ずる。

不動産取得税

1 新規・拡充

- (1) 農地等の贈与税納税猶予制度の特例措置の適用を受けている農業者が特例適用対象農地等を一定の条件の下で農業生産法人に使用貸借する場合に不動産取得税の徴収猶予を継続させる特例措置(3年間)を新設する。
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づき特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の特例措置を新設する。

2 適用期限の延長

- (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により土地を取得等した場合の課税標準の特例措置(取得価格の1/3控除等)の適用期限を2年延長する。

- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた者が知事のおっせんにより林地を取得した場合の課税標準の特例措置について、取得価額の要件を1/3から1/4に見直したうえ、適用期限を2年延長する。
- (3) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）の適用期限を2年延長する。
- (4) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に従って営業譲渡に伴う税額の減額措置（1/6減額）の適用期限を2年延長する。

その他

- (1) 食品流通構造改善促進法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置については、1年間の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/6控除等）を廃止する。

固定資産税・都市計画税

適用期限の延長

地域エネルギー利用設備（木くず焚がイ-）の特例措置について、課税標準を5/6から7/8に見直したうえ、適用期限を2年延長する。

その他

- (1) 牛海綿状脳症対策実施のため整備される死亡牛の化製処理用家屋等の課税標準の特例措置を、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- (2) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造用家屋等の課税標準の特例措置を、所要の経過措置を講じたうえで、廃止する。
- (3) 新設又は増設された流通機能の高度化に資する物流施設に係る課税標準の特例措置について対象施設の要件を見直す（地区要件を変更し、物流効率化法（仮称）に基づく計画の認定事業者に限る。）。

特別土地保有税

特別土地保有税の徴収猶予となっている非課税措置の適用期限の延長等
所要の措置を講ずる。

事業所税

1 新規・拡充

中小企業新事業活動促進法（仮称）の創設に伴い経営基盤強化計画（仮称）に従って行う事業の用に供する施設に対する資産割及び従業者割の非課税措置を新設する。

2 適用期限の延長

多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特例措置について標準課税（事業所床面積）を1/2から1/3控除とし、情報処理施設、電気通信施設又は放送施設、教育施設及び医療施設を除外したうえ、適用期限を2年延長する。

3 その他

- （1）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。
- （2）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置について、対象から食品循環資源飼料化設備を除外する。

複数税目等に係る事項

- （1）森林組合制度の検討について所要の措置を講ずる。
- （2）三位一体の改革において、農業近代化資金及び漁業近代化資金に係る補助金の廃止に伴い、不動産取得税及び固定資産税に係る従前の特例措置を継続する措置を講ずる。